

第7類 業務

第1章 消防

島原地域広域市町村圏組合消防本部等設置条例

昭和46年4月30日条例第3号

改正 昭和55年3月6日条例第3号 平成17年10月3日条例第6号  
平成18年3月22日条例第5号 平成19年10月16日条例第6号  
平成23年3月28日条例第4号 令和5年3月27日条例第4号

(目的)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第10条第1項の規定に基づき、消防本部及び消防署の設置、位置及び名称並びに消防署の管轄区域について定めることを目的とする。

(消防本部及び消防署の設置)

第2条 島原地域広域市町村圏組合に消防事務を処理するため、消防本部及び消防署を置く。

(消防本部の位置及び名称)

第3条 消防本部の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名 称              | 位 置           |
|------------------|---------------|
| 島原地域広域市町村圏組合消防本部 | 島原市新馬場町872番地2 |

(消防署の位置及び名称)

第4条 消防署の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名 称                | 位 置                |
|--------------------|--------------------|
| 島原地域広域市町村圏組合島原消防署  | 島原市新馬場町872番地2      |
| 島原地域広域市町村圏組合南島原消防署 | 南島原市西有家町須川1218番地17 |

(消防署の管轄区域)

第5条 消防署の管轄区域は、次のとおりとする。ただし、雲仙市にあっては、旧国見町及び旧瑞穂町の区域を当該管轄区域とする。

島原消防署 島原市 雲仙市

南島原消防署 南島原市

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。

附 則（昭和55年3月6日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和54年11月1日から適用する。

附 則（平成17年10月3日条例第6号）

この条例は、平成17年10月11日から施行する。

附 則（平成18年3月22日条例第5号）

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第4条の表の名称の欄の改正規定及び同条の表に項を加える改正規定、並びに第5条の改正規定は、平成18年3月31日から施行する。

附 則（平成19年10月16日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月28日条例第4号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月27日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。